

〔質問事項〕

※各質問へのご回答は、400字以内でお願い致します。期日が過ぎた場合には原則掲載いたしません。候補者名、Q1～Q3それぞれへの回答を何卒よろしくお願いいたします。

【Q1】「中小企業憲章」では、中小企業の経済的・社会的役割が明確に打ち出され、中小企業を国の経済・社会政策の柱と位置付ける政策理念が掲げられています。当会では中小企業政策の一層の充実のため、「中小企業憲章」の国会決議、中小企業担当大臣の設置、中小企業庁の中小企業省への昇格などを要望しています。また2019年制定された「中小企業の日」や「中小企業魅力発信月間」を大きな運動として盛り上げていくことが重要であると考えています。国の中小企業施策への予算配分のあり方も含め、中小企業振興について、貴殿のお考えをお聞かせ下さい。

【Q2】中小企業の発展と、最低賃金引き上げを両立させる具体的政策対応をお聞かせ下さい。
2021年度の最低賃金を前年度比3.1%（28円）とする目安が示されました。最低賃金の上昇は、国民生活の向上に寄与し、内需拡大、経済の活性化において歓迎すべきことと理解しています。しかし、①飲食業や宿泊業、観光サービス業およびその関連業などコロナ禍で大きな影響を受けており、業種には直接的、効果的な支援を行うこと。②賃上げを行う際に中小企業に大きな負担となっている社会保険料の事業主負担について、助成制度を創設するなど軽減を図ること。③取引関係の適正化を進め、下請事業者等の中小企業が労務費上昇分を取引価格に円滑に転嫁できるようにする中小企業の発展とより豊かな国民生活を実現するための最低賃金引き上げを両立させる具体的方策について、貴殿のお考えをお聞かせ下さい。

【Q3】適格請求書等保存方式（インボイス方式）の導入に関する貴殿のお考えをお聞かせ下さい。
2023年10月より仕入税額控除の要件として、適格請求書等保存方式（インボイス方式）の導入が予定されています。この導入をめぐっては、中小零細企業の事務負担の一層の増加、流通の混乱、国民経済の停滞などの懸念が各方面より表明されています。たとえば、免税事業者はインボイスを発行できませんが、インボイスなしに仕入税額控除はできないことから、消費税の課税事業者は、インボイスを発行できない免税事業者との取引回避や取引価格の値下げ要求に動きかねないことなどがあります。
日本税理士連合会が指摘しているように、現状の帳簿方式（アカウント方式）で仕入税額控除は十分に機能しています。免税事業者の消費税負担を生み、事業者全体に事務負担をいたずらに増大させる制度変更は、経済活力の減退と混乱を招き、コロナにあえぐ中小企業の廃業を促進することになりかねません。弊会としてはインボイス方式の導入は撤回すべきと考えています。貴殿のお考えをお聞かせ下さい。

以上、ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。